

〔資料〕

施設見学記録（平成二六年分）

一一一（六七二）

永田憲史

平成二四年分（以上、六四卷五号）

平成二五年分（以上、六五卷一号）

平成二六年分（以上、本号）

一、はじめに

本号では、平成二六年（二〇一四年）に訪問した施設の見学記録を掲載する。同年に訪問した施設は、E 刑務所及びF 地方検察庁である。E 刑務所の参観は、同年八月に行なった。F 地方検察庁の訪問は同年一〇月に行なった。いずれも、私の担当する同年度の専門演習Ⅰ及びⅡの受講生を引率した。

二、E 刑務所

E 刑務所は、処遇指標Aの受刑者（犯罪傾向の進んでいない者）を収容する刑務所である。E 刑務所は、PFI (Private Finance

Initiative) 方式により運営されており、社会復帰促進センターという名称が付されている。アメリカ合衆国等で見受けられる民間刑務所とは異なり、公務員と民間職員が協働して運営に当たっている。

民間事業者は、この刑務所を運営するために特別目的会社 (Special Purpose Company) を設立し、民間職員を雇用している。特別目的会社の職員は、そのほとんどが刑務所周辺の居住者である。

収容定員に対する一二月三十一日現在の被収容者数の割合は、平成二〇年 (二〇〇八年) に九割を超えていたものの、その後は七割乃至八割台で推移している (開設一年目は除く。以下同じ)。受刑者の平均年齢は、四一歳前後で推移している。受刑者を罪名別に見ると、年によって順序に若干の変化があるもの、おおむね、窃盗、覚せい剤取締法違反等、詐欺等、強盗等、傷害等の順となっている。

他の社会復帰促進センター同様、特化ユニットが設けられている。特化ユニットの対象者は、精神疾患や知的障害の受刑者である。精神疾患を有する受刑者に対しては認知行動療法に重点を置いた指導を行ない、知的障害を有する受刑者に対しては生活技能訓練に重点を置いた指導を行っている。

特化ユニットの受刑者のうち、知的障害又は境界級にある者 (いずれも疑いを含む) の割合は、三七%乃至四九%で推移している。また、その他の精神障害として、開設当初は気分障害 (抑鬱状態を含む) が最も多かったものの、近時、広範性発達障害・学習障害に取って代わられている。

受刑者のうち、特化ユニットの受刑者が占める割合は、八%台乃至一二%台である。特化ユニットの受刑者の平均年齢は、四〇歳台乃至四三歳台で推移しており、他の受刑者と大きな差異はない。特化ユニットの受刑者を罪名別に見ると、年によって順序に若干の変化があるもの、おおむね、窃盗、覚せい剤取締法違反等、強盗、詐欺等又は傷害等の順となっており、他の受刑者と若干の差異は見受けられるもの、窃盗と覚せい剤取締法違反等が目立つ状況に変わりがない。

比較的新しい施設ということもあり、共同室の総定員は収容定員の二割に留まり、単独室が同八割を占めている。もっとも、居

室等の鉄格子、施錠、カメラ等は通常の刑務所と特段の差がない。

参観中、民間職員が受刑者が出役中の居室内で保管私物（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律四八条）の検査を行なっている様子を観ることができた。

常勤の医師は、内科と精神科の二名である。

居室のテレビのチャンネルは、受刑者が自由に選択できるようにしている。チャンネル選択を行なうのは順番としている。

特別面会室には、電話による通信（同法一四六条）が行なわれていることを示すプレートが用意されていた。

一般的な処遇指標Aの受刑者を収容する刑務所に比べて、問題性の特に小さい受刑者（いわゆるSA指標）の受刑者を収容していると言われているため、一般的な刑務所と作業の雰囲気等がどのように異なるのかという問題意識を持って参観に臨んだ。また、特化ユニットの受刑者がどのような作業をどのようなペースでどのような雰囲気で行っているのかを把握したいと考えていた。このような観点から、依頼文書で工場での作業の様子を参観できるようにお願いしていたものの、刑務所側の都合により、工場作業をしている受刑者の様子は全く参観することができなかった。これまで、他の刑務所において、工場作業をしている受刑者の様子を参観できなかったことはなく、大変残念であった。

また、参観時に垣間見た民間職員に対する公務員の立居振舞いや、参観前後の当方とのやり取りにおいて、官民の連携に懸念を抱いた。

官民の連携については、これまでに経験がないことであり、幾多の困難が予想される。官民の連携がうまくいかなければ、受刑者処遇にも悪影響を及ぼすことはほぼ確実であり、今後の向上に期待したい。

### 三、F地方検察庁

まず、執行担当の方からお話を伺った。刑の執行に関する事務として、①判決内容の確認、②裁判書の点検、③判決確定の

確認等があることの説明を受けた。

引き続き、徴収担当の方からお話を伺った。(1) 仮納付、(2) 督促、(3) 納付延期の許可、(4) 一部納付の許可、(5) 差押え、(6) 労役場留置者の傾向、(8) 懲役受刑者の資格移動、(9) 訴訟費用の予納等の実務について、事前に送付した質問への回答を中心に詳細にご教示いただいた。

\* 御多忙の折、参観及び訪問のお世話をいただいたE刑務所及びF地方検察庁の職員の皆様にご場を借りて厚く御礼を申し上げます。